

平成20年10月7日  
健康福祉部厚生政策課  
TEL 225-1412  
(内線4010)

社会福祉施設・病院等における事故米穀及びメラミン  
混入の疑いのある加工食品の使用状況について

事故米穀の不正転売事件や輸入加工食品からメラミンが検出された事件を受け、県内の社会福祉施設・病院等に流通したとしている2社(すぐる食品㈱、丸大食品㈱)の加工食品について、回収対象となっている食品の使用状況と健康被害の有無について調査したところ、次のとおりであった。

いずれの社会福祉施設・病院等からも健康被害の報告はない。

1 調査対象食品

(1) 事故米関係

すぐる食品㈱の「厚焼玉子」等 11品目

事故米の一部が原材料として使用された可能性があるとして当該事業者が自主回収しているもの(H17.2~H18.3に納入されたもの)

(2) メラミン関係

丸大食品㈱が輸入した「クリームパンダ」等 6品目

2 調査対象施設

社会福祉施設、病院等の給食提供施設 1, 377施設

(10月3日までに回答があった施設 1, 196施設)

※上記のほか、メラミン関係の食品はおやつとして提供することも予想されたため、放課後児童クラブ(226施設)も調査した(納入実績なし)

3 調査結果(内訳は別紙1のとおり)

(1) 事故米関係

69施設で 8品目 合計 5,635パック納入されていた。

(2) メラミン関係

39施設で 1品目 合計 3,370個納入されていた。

うち 返品及び廃棄 210個

4 「クリームパンダ」については、返品のため保管されていた当該品があったため、念のため県保健環境センターで検査したところ、メラミン(0.6mg/kg)が検出された。直ちに健康への悪影響を与える値ではない。(別紙2のとおり)

5 保健福祉センター及び食品安全対策室に相談窓口を設置。

回収対象品を使用しないよう各施設に通知済。

社会福祉施設・病院等における事故米穀及びメラミン混入の  
疑いのある加工食品の使用状況調査結果

## (1) 事故米関係

施設種別	対象施設数 (施設)	納入施設数 (施設)	数量 (パック)	返品及 び廃棄	備考
高齢者関係施設	558	43	3,138	0	健康被害なし
障害者・児関係施設	199	8	1,665	0	"
児童関係施設	394	6	80	0	"
(うち保育所)	(378)	(6)	(80)	0	
生活保護施設	3	0	0	0	
病院・診療所	223	12	752	0	健康被害なし
計	1,377	69	5,635	0	

納入品目は「手づくり厚焼玉子」「だし巻玉子」「プレーン半月オムレツ」など8品目

## (2) メラミン関係

施設種別	対象施設数 (施設)	納入施設数 (施設)	数量 (個)	返品及 び廃棄	備考
高齢者関係施設	558	27	2,510	54	健康被害なし
障害者・児関係施設	199	3	140	5	"
児童関係施設	620	0	0	0	
(うち保育所)	(378)	(0)	(0)	(0)	
生活保護施設	3	0	0	0	
病院・診療所	223	9	720	124	健康被害なし
計	1,603	39	3,370	210	

納入品目は「業務用クリームパンダ」のみ

※事故米とメラミンの調査で対象施設数が異なるのは、クリームパンダはおやつとして提供される可能性もあることから放課後児童クラブ(226施設)も調査したため

## 別紙 2

### 1 事故米が含まれている可能性がある加工食品の健康影響について

今回、使用状況の調査を行った加工食品については、次のことから、直ちに健康への悪影響を与えるものではないと考えられます。

- (1) 事故米が含まれている可能性がある加工食品の原材料として使用された「米でん粉」は、カビ米（カビ毒のアフラトキシンが検出された米やメタミドホス及びアセタミプリドの残留農薬基準を超えた米ではありません。）及び汚損米（水濡れ・破損等）から製造されていること。
- (2) 米でん粉は、米からたんぱく質を除去し製粉すること。  
（米でん粉製造工程でカビの成分等が除去されることが考えられること。）
- (3) 加工食品の原材料として使用された「米でん粉」は、製造者によると配合率が約1%と少ないこと。

### 2 メラミンの健康影響について

今回、検出された値（0.6mg/kg）を欧州食品安全機関（EFSA）の耐容一日摂取量（TDI）を基に試算すると、直ちに健康への悪影響を与える値ではありません。

欧州食品安全機関のメラミンの耐容一日摂取量は、一日当たり体重1kg当たり0.5mgですので、体重が60kgの成人の場合は、 $0.5 \times 60 = 30\text{mg}$ が上限となります。今回、検出された検出濃度（業務用「クリームパンダ（1個35g）：0.6mg/kg」）から試算すると、毎日50kg（1,428個）摂取した場合でも耐容一日摂取量を超えません。同じく体重20kgの子供で試算すると、毎日16.6kg（476個）摂取した場合でも耐容一日摂取量を超えません。

また、これまでに自治体の検査で確認された最も高い濃度（一般用「クリームパンダ（1個40g）」：37.0mg/kg）から試算すると、毎日0.8kg（20個）摂取した場合でも耐容一日摂取量を超えません。同じく体重20kgの子供で試算すると、毎日0.27kg（6個）摂取した場合でも耐容一日摂取量を超えません。

なお、米国食品医薬品庁（FDA）の耐容一日摂取量は、一日当たり体重1kg当たり0.63mgとなっています。

#### ○ 耐容一日摂取量（TDI）について

耐容摂取量は、意図的に使用されていないにもかかわらず、食品中に存在したり、食品を汚染する物質（重金属、かび毒など）に設定されます。耐容一日摂取量は、食品の消費に伴い摂取される汚染物質に対して人が一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量です。

#### ○ メラミンについて

メラミンは、メラミン樹脂（メラミンとホルムアルデヒドを主体として縮合した合成樹脂）の原料として使用されている物質です。